

発生材売買契約書

売出人 湖西市（以下「甲」という。）と、買受人 （以下「乙」という。）は、次の条項により売買契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件、売買金額及び売買物件の所在）

第2条 売買物件、売買金額及び売買物件の所在は別記のとおりとする。

（数量等の報告）

第3条 乙は、発生材の引取後、すみやかに引取品目ごとに計量を行い、数量を報告しなければならない。

（売買金額の支払い）

第4条 乙は、甲の発行する納入通知書に記載された期日までに甲の指定する金融機関等に発生材の売買金額を納入しなければならない。

2 売買金額は、総額に対し円未満を切り捨てた額とする。

（契約期間）

第5条 売買契約期間は契約日から令和8年10月30日までとする。

（物件搬出に伴う諸条件）

第6条 乙は、物件搬出にあたり次の各号に定める条件を厳守しなければならない。

- (1) 乙は、甲の指示により速やかに車輛を配車し、搬出・運搬を的確かつ迅速に行うこと。
- (2) 搬出、運搬時に乙の責に起すべき理由により発生した事故、施設の損傷は、乙の責任において対処すること。
- (3) 買受量については、乙の所有する計量器により計測した数量とする。
- (4) 物件の積込み及び運搬中の飛散、荷崩れには十分注意し、必要に応じてその対策を講ずること。
- (5) 物件の搬出日及び時間、搬出経路は甲の指示に従うこと。
- (6) その他搬出作業については、甲の指示に従うこと。

（監督及び検査）

第7条 甲は必要に応じて本件について監督及び検査できるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、本契約に定める義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の契約違反、その他不正行為により、甲が契約を続行することができないと認めたとき。
- (2) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (3) 乙が、甲の指示に従わないとき。
- (4) その他、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙が次の各号の何れかに該当した場合、何らの催告を要しないでこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合
- (2) 代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合
- (3) 自ら又は暴力団等を利用し、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合
- (4) 乙が、自ら又は暴力団等を利用して相手方の名誉や信用等を毀損、又は毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 乙が、自ら又は暴力団等を利用して相手方の業務を妨害、又は妨害するおそれのある場合

3 乙は、この契約を解除しようとするときは、その解除しようとする日の1か月前までに文書をもって甲に申し出なければならない。

（特約）

第10条 乙は、物件を受領後、当該物件による事故等については、乙の責任において処理しなければならない。

（その他）

第11条 本契約の記載事項に疑義を生じた時または本契約に記載のない事項については双方互いに誠意をもって協議しこれを解決する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙両者記名捺印のうえ各自1通を所有するものとする。

令和8年9月9日

甲 静岡県湖西市吉美3268番地
湖西市長 田内 浩之

乙

別記

売買物件

- スクラップ ヘビーH3
- スクラップ アルミ屑
- 銅ケーブル ビニル被覆有
- スクラップ ステンレス屑

1 kg当たりの売買金額（消費税抜）

- | | |
|----------------|---|
| スクラップ ヘビーH3 | 円 |
| スクラップ アルミ屑 | 円 |
| 銅ケーブル ビニル被覆有 | 円 |
| スクラップ ステンレス屑 | 円 |

売買物件の所在

静岡県湖西市吉美 9 5 0 番地の 2 8
湖西浄化センター